

原規規発第 2304114 号
20230313 保第 26 号
令和 5 年 4 月 17 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

経済産業大臣 西村 康稔

玄海原子力発電所第 3 号機の一部使用承認について

令和 5 年 3 月 13 日付け原発本第 190 号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成 24 年経済産業省令第 69 号）第 18 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（令和 5 年 3 月 13 日付け原発本第 190 号）の「使用しようとする原子力発電工作物の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：使用しようとする原子力発電工作物のうち、一部使用しようとする範囲に係る原子力発電工作物の保安に関する命令第17条第1項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時

至：令和2年3月30日付け原規規発第2003301号、20191126保第16号をもって認可及び令和元年11月26日付け原発本第147号をもって届出があった工事の計画に係る原子力発電工作物の使用前検査の合格日

3. 使用の方法

玄海原子力発電所第3号機の使用済燃料貯蔵設備の改造工事は、現在保管中の使用済燃料を改造工事中も保管した状態で実施する必要があるため、一部工事が完了した使用済燃料貯蔵設備を使用前検査の合格日まで使用する。

また、玄海原子力発電所第4号機の使用済燃料貯蔵設備の容量確保のため、工事期間中に4号機の使用済燃料を3号機に移送し、3号機の使用済燃料貯蔵設備に保管する必要があることから、一部工事が完了した3号機設備のうち4号機と共用している設備を使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用前検査の合格日までの期間は、使用済燃料ピットの機能が損なわれないよう重量物の落下防止対策を行い、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。